

第5回男女共同参画柳募集

性別による役割分担意識の解消・女性の活躍・仕事と家庭の両立・イクメン・カジダン・イクボスなど男女共同参画に関するものであれば何でも結構です。応募者には後日記念品をお渡しします。

応募資格 どなたでも応募可能

応募期間 6月30日(土)必着

応募規定 応募作品は他のコンテスト等に応募していない未発表で自作のものに限ります。応募作品に関する一切の権限は市に帰属します。また男女共同参画に関しない内容のものは選考の対象とはなりません。

応募方法 応募用紙、またははがき、FAX、メールで次の事項を記入のうえ応募してください。①応募作品、②郵便番号、住所、③氏名(ふりがな)・氏名の公開を希望しない場合はペンネームを併記、④性別、⑤年齢、⑥電話番号、⑦学校名・学年

※応募用紙は人権推進課窓口及び市公式ウェブサイトから入手できます。

その他 応募作品の中から選ばれた作品については、普及・啓発のために幅広く活用させていただきます。

応募・問合せ先 〒490・1292

(住所不要)

あま市役所人権推進課あて

☎444・03698

FAX 444・18330

✉jinken@city.ama.lg.jp



「シニアいきいきアンケート」ご回答のお願い

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に「シニアいきいきアンケート」を送付しています。この事業は、心身機能の低下の兆候を判断し、積極的な介護予防・健康づくりに取り組んでいただくことを目的に実施しています。

質問項目すべてに記入し、同封の返信用封筒で提出していただきますようお願いいたします。

問合せ先 高齢福祉課 地域包括支援センター

☎444・3159

手当支給日のご案内

5月は特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。振込予定日は5月10日(木)ですので、ご確認ください。

※平成30年4月分から国制度の手当額が変わっていますので、ご注意ください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135

軽度・中等度難聴児の方への補聴器購入費等を助成します

市では、軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、4月から補聴器の購入、または修理にかかる費用の一部の助成を行っています。

対象児童 次の要件をすべて満たす方

- ①市に住所を有する18歳未満の方
- ②聴力レベルが30デシベル以上の方
- ③医師意見書により、補聴器の装着で言語の習得等に一定の効果が認められる方

④対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいない

助成額 補聴器購入(修理)費基準額の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。

申請手続きや必要書類等、詳細につきましてはお問い合わせください。なお、事前申請の制度となります

ので、必ず購入前にご相談ください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135



5月10日から16日は愛鳥週間

愛鳥週間は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために定められたものです。この機会に鳥との適切な付き合い方を学びましょう。

野鳥は法律で保護されています

野鳥は「鳥獣保護管理法」で国や都道府県などの許可を得ることなく捕まえてはいけないことになっています。例えば、近くに飛んで来たスズメを捕まえて飼うだけで法律違反となりますので、ご注意ください。野鳥はあくまで野生動物なので、いつも少し距離をおいて彼らの姿を見守ってあげることが大切です。

問合せ先 環境衛生課

☎444・3132

犬や猫の飼い方について

●散歩のときは必ずふんの後始末を散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に

道路や公園等はそのままの状態になっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

●鳴き声に注意を

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情も多く寄せられています。飼い主には気にならなくても、不快に感じる人もいます。周囲の住宅環境を考え、近隣の迷惑にならないように、ふだんから正しいしつけをしておきましょう。

●猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりにして迷惑をかけることがあります。

猫は、平面の運動は少なくても、上下運動ができる遊び場があれば、十分猫のストレス解消になります。

また、室内飼いによって、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主人一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

防犯



空き巣にご注意を

平成29年の市内での侵入盗の認知件数は142件で、犯罪率(人口1,000人当たりの認知件数)は1.63%でした。これは、愛知県内の市(名古屋を除く)でワースト1位であり、侵入盗が多発している状況です。

ドロボウに狙われないための防犯対策

- ・夜間、門灯や玄関灯で自宅周囲を明るくしましょう
- ・就寝時やちょっとした外出時でも必ず玄関、窓を施錠するよう心がけましょう
- ・補助錠を活用し、二重ロックを徹底しましょう
- ・防犯啓発プレートを自宅の道路から見える位置に掲げるのも有効です

プレートは安全安心課(本庁舎)で配布しています。

問合せ 安全安心課
☎444・0862

あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	平成30年2月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	7件	-10件
乗物盗(自動車など)	11件	+3件
非侵入盗(車上ねらいなど)	18件	+6件
計	36件	-1件

平成30年中 交通事故死亡者数(人)

地域	死者数
愛知県	30人
津島警察署管内	1人
あま市	1人

平成30年2月末現在



事故の起こりやすい場所~守って安全・知って安心~Vol.25

名称 菅津保育園西側道路
場所 中菅津南宿

菅津保育園西側の道路は幅員が狭く、朝の通園時間帯は歩行者用道路ですが、日中は菅津橋方面に抜ける車が多くなります。歩行者が避けるスペースがないため、通行には十分に注意してください。(市公式ウェブサイトで掲載ヒヤリハット。あ!マップから抜粋)



問合せ 安全安心課

☎444・0862

公共下水道への早期接続を

平成30年4月現在の供用開始区域は、下記のとおりです。供用開始した区域内では、遅滞なく排水設備を設置して公共下水道へ接続することになっています。

下水道は、衛生的で明るく住み良い都市生活を営むうえで、欠かすことのできない重要な施設であるため、一日も早く公共下水道へ接続されますよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



日光川下流域下水道
マスコットキャラクター

◎ 供用開始区域

七宝町川部	四反田、丸田、行田、埋田、出屋敷、壺屋敷、二屋敷、三屋敷、四屋敷、六反田、佛供田、屋敷代
七宝町伊福	河原、壺之割、式之割、参之割、四之割、壺町畑、蓮池、宮東、苗代、米
七宝町下之森	内河原、稲荷、屋敷代、屋敷、寺浦、北田、河原、徳実裏、郷東、郷西、郷前
七宝町徳実	郷、三河畑、郷東、郷ノ西
七宝町鷹居	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目
七宝町鯉橋	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目
金岩	江西上、江西下
木田	南江村、猪ノ木、高端、道上、道下、東明、池ノ島、小塚、徳左、南屋敷、宮西、宮東、宮前、折戸、松裏、東新赤坪、西浦、申尾、小兵衛前、小塚裏、東、五反田、東屋敷北切、東屋敷南切、西明、八反田、西新五領、東新五領、加瀬、飛江ノ見、川東加瀬、白見懸、東阿弥陀、北屋敷、三助東、丁子ノ口
篠田	三分寺、稲荷、五之坪、榊、長堀、八原、八原先、澤口、弁天、森後、一之沢、乙柳、南分、南長無、北長無、生陰田、東分、中分、寺裏、明田、三田畑、南大門、天神前、寺後、小塚、中深、西出、十王堂、寺前、西苗田、上大門、南組、向島、二丁目、三丁目、四丁目
小橋方	北山西、郷中、杵之口、海用、寺西、如来田、大屋敷、田中、花之木、八原先、東壺町田、四ツ物、東境、南山西
西今宿	馬洗
甚目寺	山王、須原、西大門、茶之木田、郷前、沖田、稲荷、乾出、桑丸、上沖田、寺西、権現、松山、八尻、市場、東門前、山之浦、東大門、郷中、郷浦、畦田、五位田
本郷	三反地、取替、八尻、四反田、郷中、柿ノ木、郷前、花ノ木
坂牧	阿原、郷、日吉、大塚、坂塩、北浦、向江、西之宮
下萱津	末広
中萱津	足川、西ノ川、南ノ川

※ 供用開始区域には、全部供用開始の区域と一部供用開始の区域があります。

問合せ 下水道課 ☎441・7116

期間 7月13日(金)～19日(木)
場所 甚目寺公民館(月曜休館)
 ※総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ウェブサイト」(<http://www.sougo-chisu.jp>)をご覧ください。

問合せ先 土木課
☎441・7113

ビジュアルボードフェア

総合治水を皆様に理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。



大雨から守ろう大切なまち
総合治水週間5月15日(火)～21日(月)